



議員提出第4号議案

大田区ものづくり経営革新支援条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和3年9月15日

大田区議会議長 鈴木隆之様

提出者

大竹辰治	清水菊美	黒沼良光
佐藤伸	菅谷郁恵	福井亮二
荒尾大介	杉山公一	

大田区ものづくり経営革新支援条例

(目的)

第1条 この条例は、大田区（以下「区」という。）内の中小企業者及び小規模企業者が行う経営革新プランの策定から実施に至るまでの取組に対して補助金を交付することで、製造業の振興及び地域の活性化を促進することを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第2条 この条例による補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれも満たしているものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 区内において事業税を納税していること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業を行う者でないこと。

(補助金の対象事業及び交付対象経費)

第3条 この条例による補助金の対象事業（以下「補助事業」という。）は、区のものづくり力の源泉である工業集積の維持又は技術力の向上に向けた経営革新のための事業を対象とし、詳細については規則で定める。

- 2 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、規則で定める経費とする。
- 3 補助事業は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの期間に、開始し、完了するものとする。
- 4 補助金は、補助対象経費の3分の2以内の額で、100万円を限度とし、予算の範囲内においてこれを交付する。

(交付申請及び交付決定)

第4条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

3 区長は、補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(状況報告)

第5条 区長は、前条による交付決定に係わる事業の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、交付決定を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）に対して事業の遂行及び経理等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(申請の取下げ)

第6条 交付決定事業者は、補助金の交付申請後、同申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面により速やかに区長に申請し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の変更等)

第7条 交付決定事業者は、次のいずれかに該当する場合には、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微なものについてはこの限りでない。

(2) 補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれるとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ条件を付して承認の決定をし、交付決定事業者に通知する。

(実績報告)

第8条 交付決定事業者は、補助事業が完了したとき、又は会計年度が完了した

ときは、速やかに区長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 区長は、前条の規定による報告があった場合には、その内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、当該交付金決定事業者に通知する。

2 前項の規定により確定する補助金の額は、補助対象経費の実支出額の総額が規定内であれば実額を、規定以上であれば限度額とする。

(是正のための措置)

第10条 区長は、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないときは、交付決定事業者に対し適合させるための措置を命ずることができる。

(決定の取消し)

第11条 区長は、交付決定事業者が次のいずれかに該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第9条の規定により補助金額の確定を行った後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第12条 区長は、前条の規定により決定を取り消した場合は、交付決定事業者に補助金の返還を命じる。

(補助金の経理等)

第13条 交付金決定事業者は、補助事業に係わる経理について、その収支の事実

を明確にした書類を整理し、これらの書類を、補助事業が終了した日の属する会計年度が終了した日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則にて定める。

付 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。

(提案理由)

コロナ禍で、4度目の緊急事態宣言などでその影響はリーマンショックや東日本大震災のときより深刻になっている。休廃業・解散した企業は2000年の調査開始以来最多となっている。しかもコロナ禍の影響は中小・小規模企業に強く出ている。業績が落ち込み借金だけがが増えて過剰債務状態になっている企業が増えている。コロナが今後終息できなければ「息切れ倒産」が増加していく恐れがある。いまこそ十分な補償と手厚い支援が必要である。以前も行った取り組みである「ものづくり経営革新緊急支援事業」を復活すべきである。この取り組みは、地域経済の担い手である中小企業に対して系統立った支援を形成するために行われ、大きな成果を上げた。当時は、従業員30人程度までの製造業者を想定し、約100社を対象に、5,500万円の補正予算が組まれ実施された。その結果、利益の増加につながった事業者が77%、業務効率の向上につながった事業者が54%、役に立ったと感じている事業者が96%と当時の委員会に報告された。このような時こそこの事業を実施すべきであることから、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。